

株 主 各 位

大阪市中央区高麗橋四丁目1番1号

東洋建設株式会社

代表取締役社長 毛利茂樹

第90回定時株主総会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、本日開催の当社第90回定時株主総会におきまして、下記のとおり報告並びに決議されましたので、ご通知申し上げます。

敬 具

記

- 報告事項**
1. 第92期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
事業報告、計算書類報告の件
本件は、上記事業報告及び計算書類の内容を報告いたしました。
 2. 第92期（平成23年4月1日から平成24年3月31日まで）
連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類
監査結果報告の件
本件は、上記連結計算書類の内容及びその監査結果を報告いたしました。

決議事項

第1号議案

剰余金の配当の件

本件は、原案どおり承認可決され、普通株式に対する配当金は1株につき1.0円と決定いたしました。

第2号議案

株式併合の件

本件は、普通株式5株を1株に併合することで、原案どおり承認可決されました。（後記の「株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて」をご覧ください）

第3号議案

定款一部変更の件

本件は、原案どおり承認可決されました。主な変更内容は次のとおりであります。

1. 事業内容の拡大と多様化に伴う目的事項の追加。
2. 優先株式に係る内容の定め削除。
3. 発行可能株式総数の減少及び単元株式数を1,000株から100株に変更。

第4号議案 取締役10名選任の件

本件は、原案どおり毛利茂樹、前田正孝、大江秀次、中本義人、濱邊修一、片山善和、二浪誠一、武澤恭司、宮脇清文、森山越郎の10氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

第5号議案 監査役2名選任の件

本件は、原案どおり川崎登志嗣、平形光男の両氏が選任され、それぞれ就任いたしました。

本株主総会終了後開催の取締役会の決議により、次のとおり代表取締役が選定され、それぞれ就任いたしました。

代表取締役社長 毛利茂樹

代表取締役 濱邊修一

以上

株式併合に伴う当社株式のお取り扱いについて

当社は本日開催の第90回定時株主総会において、平成24年10月1日をもって普通株式5株を1株に併合すること及び、単元株式数を1,000株から100株へ変更することについてご承認いただきました。

この株式併合及び単元株式数の変更に伴う株主様による特段のお手続きの必要はありません。

1. 株式併合の目的

当社は、平成24年1月に第二回優先株式の普通株式への転換が完了したことに伴い、全ての優先株式が普通株式へ転換され、現在の発行済株式総数が4億株を超えております。このため、発行済株式総数を適正化し、より安定した経営を継続するための資本戦略として、株式を併合するとともに、単元株式数の変更を併せて実施するものです。

2. 単元株式数の変更について

全国の証券取引所では「売買単位の集約に向けた行動計画」を公表し、全ての国内上場企業の売買単位を最終的に100株に集約することを目指しており、当社はこの趣旨を尊重し、単元株式数を1,000株から100株に変更するものです。

3. 株式併合後の新株式の割当及び方法

平成24年9月30日(日)(ただし、当日は株主名簿管理人の休業日のため、実質上は平成24年9月28日(金))の最終の当社株主名簿に記載または記録されました株主様に対し、ご所有株式5株につき1株の割合をもって株式併合後の新株式を割当交付いたします。株式併合後の新株式は平成24年10月1日(月)付でお取引の証券会社等の振替口座簿に記録され、同日以降、売却が可能です。

なお、「株式併合に伴う割当株式数のご通知」は、平成24年11月6日(火)にお届出のご住所宛てに送付申しあげる予定です。

※ 三菱UFJ信託銀行の特別口座に記録されている単元株式は、現状のままでは売却することができません。売却には証券会社に取引口座を開設し、取引口座へ振替える手続きが必要です。振替手続きが完了後、売却が可能になります。

4. 株式併合後の単元未満（100株未満）の株式について

株式併合後のご所有株式が単元未満（100株未満）となる株式につきましては、市場での売却ができません。単元未満株式をご所有の株主様は、単元未満株式の買取制度をご利用いただくことができます。

なお、実際のお手続きについては後記「単元未満株式の買取請求について」をご覧ください。

5. 単元未満株式の買取請求について

（1）買取請求のお手続き

単元未満株式の買取請求のお手続きは、株式をご所有の証券会社の窓口でご請求下さい。

なお、特別口座に株式をお持ちの株主様は三菱UFJ信託銀行株式会社の証券代行部までご請求下さい。

（2）買取請求の日程

年 月 日	買取請求のお取り扱い
平成24年 9 月24日（月）	買取請求取次依頼書の受付は、左記日付まで従来どおりお取り扱いいたします。（1,000株未満）
平成24年10月 1 日（月）	株式併合後の新株式数に基づき、買取請求取次依頼書の受付を再開いたします。請求書には株式併合後の単元未満株式（100株未満）の株式数をご記入下さい。

（3）買取請求のお手続きにあたってのご注意

買取請求取次依頼書の受付は平成24年 9 月25日（火）以降、上記のとおりお取り扱いできない期間がありますのでご注意下さい。

6. 端数処分代金のお支払いについて

新株式割当の結果生じた1株未満の端数につきましては、法定の手続きにより処分し、ご所有の端数相当分に応じて平成24年12月上旬（予定）に金銭にてお支払いいたします。

その他、本件のお手続きに関しまして、ご不明な点がございましたら、以下の照会先までお問い合わせ下さい。

株主名簿管理人 三菱UFJ信託銀行株式会社
照会先 三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部
〒137-8081 東京都江東区東砂七丁目10番11号
☎ 0120-232-711（通話料無料）